

特定非営利活動法人文化イノベーション機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人文化イノベーション機構という。

(英語表記は、Organization for Cultural Innovation / OCI という。)

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、知的障害者、精神障害者、軽度な身体障害者（以下、障害者と称する）に対して、文化事業及び文化事業に関する事業を行い、障害者の自立に係る問題の改善や解決を図り、障害者及びその家族の生活の向上と健全で健康な精神の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う

- (1) 3D技術による地域の文化財や史跡保存整備事業
- (2) 文化財や史跡保存整備事業のデータ解析（CAD解析、3Dモデル制作）事業
- (3) 障害者と職業画家の展覧会やシンポジウム等のコラボレーション事業
- (4) 障害者アートを取り入れた商品企画事業
- (5) 障害者と企業の協業による障害者への経済支援事業
- (6) 障害者自立生活のための住環境整備事業
- (7) 文化連携を軸とした海外の障害者支援団体との連携事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した学生個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 7 日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表 及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れの他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の決議
- (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3)正会員の欠亡
- (4)合併
- (5)破産手続開始の決定
- (6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、名古屋市に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 中西広美

副理事長 大城聡史

理事 小沢英之

監事 小島 忍

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の

定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 入会金 5,000円 年会費 3,000円
- (2) 学生会員 入会金 3,000円 年会費 1,500円
- (3) 賛助会員 入会金 10,000円 年会費 5,000円

特定非営利活動法人文化イノベーション機構 役員名簿

| 役職 | シメイ 氏名 | 住所又は居所 | 報酬の有無 |
|----|-----------------------|--------|-------|
| 理事 | ナカ ニシ ヒロ ミ 中西 広 美 | | 無 |
| 理事 | オオ シロ ソウ シ 大 城 聡 史 | | 無 |
| 理事 | オザワ ヒデユキ 小沢英之 | | 無 |
| 監事 | コジマ シノブ 小島 忍 | | 無 |

特定非営利活動法人文化イノベーション機構設立趣意書

1 趣 旨

我が国においては、障害の有無にかかわらず、すべての人が尊厳をもって地域社会の一員として共に生きる「ノーマライゼーション」の理念が広く共有されつつあります。しかしながら、現実には障害のある方々が社会参加や自己実現の機会において様々な制約を受けている状況が依然として存在しています。特に文化・芸術・地域活動の分野においては、障害のある方々が主体的に関わる機会や、その才能や個性が適切に評価される場が十分に整備されているとは言えません。一方で、文化活動は自己表現の手段であると同時に、他者との相互理解を深め、そして地域の文化や文化財・史跡の保存活動に従事することによって、社会とのつながりを強化する重要な役割を担っています。

このような背景を踏まえ、私たちは、障害のある方々が文化活動を通じて自己の可能性を最大限に発揮し、経済的・社会的自立を実現できる環境の整備を目指します。また、地域社会において障害に対する理解を深め、誰もが自然に支え合いながら共生できる社会の実現を推進してまいります。

本法人は、文化・芸術活動の企画運営、地域文化財・史跡のDXによる保存活動、また、障害者の作品の発信・販売支援、地域コミュニティとの連携事業、教育・啓発活動等を通じて、障害者の自立支援と社会参加の促進に寄与することを目的として設立するものです。

これらの活動を継続的かつ発展的に行うため、特定非営利活動法人として組織を設立し、広く社会に貢献していく所存です。

2 申請に至るまでの経過

この障害者支援事業は、本法人の副理事長である大城聡史のかねてよりの目標であり、周辺環境が整ったことにより本法人の設立に至りました。

2019年に株式会社アーツ（土木・建設業）を設立し、以降、様々な分野の交流と共に社会性のある事業に目を向けてきました。

2023年に名古屋市熱田区において保護司に着任し、更生プログラムやさまざまな現場に対応してきました。同時に社会的弱者支援事業を具体化するに至りました。

2024年時点でも株式会社アーツ所属社員の多くが様々な分野での教育・福祉・学術的な専門スキルや資格を有し、そして、その全ての社員の将来目指すところは、「実のある多様性社会の実現＝DCI・リアルなノーマライゼーション」でした。個々の持つスキルで、さまざまな障害者と向き合うことによって、彼らの特性を生かした作業や制作を補助し、自立支援が可能なプログラムの考察を始め、計画の準備に着手しました。

2026年に入り、事業計画も具体化でき、これまで培ってきた先進技術のノウハウ、そして関係者及び協力者の協力のもとに、障害者の自立や彼らのご家族の支援を促進するための新しい形態での障害者支援プログラムが構築できました。これまでの、「もの」の販売や制作による仕事ではなく、「持続性のあること・横展開での拡張」へとシフトチェンジし、実施する事業の作業性や安全性担保もDXにより可能になり、さらに多くのことが容易にできるようになりました。このような時代背景もあり、今回の活動を開始するにいたりしました。

令和8年4月25日

特定非営利活動法人 文化イノベーション機構
設立代表者

氏 名 中西 広美

特定非営利活動法人文化イノベーション機構
事業計画書 (令和8年度/設立日～令和9年3月31日まで)

1. 事業実施の方針

初年度は、3Dによる文化財・史跡の保存整備事業の着手及び受益対象となる障害者の作業プログラムのマニュアル作成を主とする。同時に次年度計画に向けての外部交渉などを積極的に推進する。

2. 事業の実施に係る事業

(1)特定非営利活動に係る事業

| 事業名 | 具体的な事業内容 | (A)当該事業の実施予定月日 当該事業の実施予定場所 者の予定人員数 | (B) (C)従事 | (D)受益対象者の範囲 予定人数 | (E) | 事業費の予算額(単位:千円) |
|---------------------------------------|--|--|--------------|---|-----|----------------|
| ① 3D技術による地域の文化財や史跡保存整備事業 | ・地域の文化財や史跡の保存資料の整備事業。 ・最新の3D撮影機器・UVAを駆使し、文化財建造物や寺社仏閣の保存物などの保存資料の取扱いをおこなう。(歴史をDX保存し、後世に伝える＝継承、観光誘致の素材として活用) ・DXによる作業効率の向上や簡素化によって、障害者の作業性も容易になり、作業負担により成果物の完成度も向上した。 ・現場での撮影やデータ集約は補助者1名同行で可能であり、事務作業スペースにて、データ解析や保存及び二次加工作業をする。 | (A)基本スケジュールは1ヶ月で1案件のペースで計画する。(現場での撮影・データ集約をする。) ・対象物によって、現場作業時間は1日～数日間。 (B)対象地域:第1フェーズは名古屋市内、徐々に市外近郊、また連携する障害者施設が県外の場合も対応を考察していく。 (C)現場作業員1名、内勤作業補助者1名の合計2名とする。 | (B) (C)従事 | (D)受益対象者＝肢体障害者・知的障害者・軽度精神障害者 (E)1案件を1チーム(受益者5名/現場撮影2名・内勤でのデータ処理3名)で対応する。 | (E) | 1,500 |
| ② 文化財や史跡保存整備事業のデータ解析(CAD解析、3Dモデル制作)事業 | ・①の「3D技術による地域の文化財や史跡保存整備事業」の成果物のデータのCAD(図面化)、3D模型化(3Dプリンター使用)展示物の作製、およびプラモデル模型キット販売用 ・障害者福祉工房の展開 | (A)受注対象物の規模による作業期間の決定。 (B)制作作業は事務所内作業スペースにてPC、3Dプリンターを使用した作業。 (C)1案件にたいして1名。 | (B) (C)従事 | (D)受益対象者＝肢体障害者・知的障害者・軽度精神障害者 (E)1チーム＝受益者3名で構成する。 | (E) | 500 |
| ③ 障害者と職業画家の展覧会やシンポジウム等のコラボレーション事業 | ・障害者アートの展覧会開催 ・プロ(職業画家)とのコラボレーション事業 ・企業へのコラボレーション促進商談会の併設。 ・作品の販売(直接販売・オークション形式) | (A)年1回1週間の期間開催(2028年2月予定) (B)名古屋市内、愛知県内主要都市及び首都圏開催。 (C)4名。 | (B) (C)従事 | (D)受益対象者＝障害者アーティスト (E)参加人員数＝約20名(開催会場規模により増数の可能性有) | (E) | 0 |
| ④ 障害者アートを取り入れた商品企画事業 | ・障害者アートの感覚をいかしたアパレル事業 B品リメイクを流通しているブランドとのタイアップによる障害者アートの活用での商品化。 上記に係る年一回のイベント開催。 | ・本事業年度は実施予定なし。 | (B) (C)従事 | — | (E) | — |
| ⑤ 障害者と企業の協業による障害者への経済支援事業 | ・障害者アートを企業のCI計画に活用する事業 ・運送車両における障害者アートのラッピング事業 ・採用障害者は著作権使用料の受益事業 | ・本事業年度は実施予定なし。 | (B) (C)従事 | — | (E) | — |

| | | | | |
|--|--|-----------------------|----------|----------|
| <p>⑥ 障害者自立生活のための 住環境整備事業</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者が安心して自立生活できるスマートハウス事業 ・DX化を基盤にした先進技術を施した住環境計画 ・TESLA社(米国)が開発するスマートハウスを参照 ・防災拠点としても活用 | <p>・本事業年度は実施予定なし。</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| <p>⑦文化連携を軸とした海外の障害者 支援団体との連携事業</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・国内での事業構想に捉われず、海外の事業展開の情報収集も行う、有益な新規事業を日本国内向けに転換して計画及び実施する。 ・海外の障害者支援団体と連携し、国内外で文化的プログラムやシンポジウムなどを計画及び実施する。 | <p>・本事業年度は実施予定なし。</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |

特定非営利活動法人文化イノベーション機構

事業計画書 (令和9年度/令和9年4月1日～令和10年3月31日まで)

1. 事業実施の方針

本年度は、昨年度事業の拡張と外部（企業・自治体等）との事業提携の推進、および連携できる協力機関や障害者施設との関係性の構築を推進し、次年度の障害者住環境問題の準備に取り組む。

2. 事業の実施に係る事業

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名 | 具体的な事業内容 | (A) 当該事業の実施予定月日 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人員数 | (D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数 | 事業費の予算額（単位：千円） |
|---------------------------------------|--|--|---|----------------|
| ① 3D技術による地域の文化財や史跡保存整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の文化財や史跡の保存資料の整備事業。 最新の3D撮影機器・UVAを駆使し、文化財建造物や寺社仏閣の保存物などの保存資料の取集をおこなう。（歴史をDX保存し、後世に伝える＝継承、観光誘致の素材として活用） DXによる作業効率の向上や簡素化によって、障害者の作業性容易になり、作業分担により成果物の完成度も向上した。 現場での撮影やデータ集約は補助者1名同行で可能であり、事務作業スペースにて、データ解析や保存及び二次加工作業をする。 | <ul style="list-style-type: none"> (A)基本スケジュールは1ヶ月で1案件のペースで計画する。（現場での撮影・データ集約をする。） ・対象物によって、現場作業時間は1日～数日間。 (B)対象地域：第1フェーズは名古屋市内、徐々に市外近郊、また連携する障害者施設が県外の場合も対応を考察していく。 (C)現場作業員1名、内勤作業補助者1名の合計2名とする。 | <ul style="list-style-type: none"> (D)受益対象者＝肢体障害者・知的障害者・軽度精神障害者 (E)1案件を1チーム(受益者5名/現場撮影2名・内勤でのデータ処理3名)で対応する。 | 4,000 |
| ② 文化財や史跡保存整備事業のデータ解析(CAD解析、3Dモデル制作)事業 | <ul style="list-style-type: none"> ①の「3D技術による地域の文化財や史跡保存整備事業」の成果物のデータのCAD(図面化)、3D模型化(3Dプリンター使用)展示物の作製、およびプラモデル模型キット販売用 ・障害者福祉工房の展開 | <ul style="list-style-type: none"> (A)受注対象物の規模による作業期間の決定。 (B)制作作業は事務所内作業スペースにてPC、3Dプリンターを使用した作業。 (C)1案件にたいして1名。 | <ul style="list-style-type: none"> (D)受益対象者＝肢体障害者・知的障害者・軽度精神障害者 (E)1チーム＝受益者3名で編成する。 | 600 |
| ③ 障害者と職業画家の展覧会やシンポジウム等のコラボレーション事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者アートの展覧会開催 ・プロ(職業画家)とのコラボレーション事業 ・企業へのコラボレーション促進商談会の併設。 ・作品の販売(直接販売・オークション形式) | <ul style="list-style-type: none"> (A)年1回1週間の期間開催（2028年2月予定）。 (B)名古屋市内、愛知県内主要都市及び首都圏開催。 (C)4名。 | <ul style="list-style-type: none"> (D)受益対象者＝障害者アーティスト (E)参加人員数＝約20名(開催会場規模により増数の可能性有) | 1,000 |
| ④ 障害者アートを取り入れた商品企画事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者アートの感覚をいかしたアパレル事業 ・B品リメイクを流通しているブランドとのタイアップによる障害者アートの活用での商品化。 上記に係る年一回のイベント開催。 | <ul style="list-style-type: none"> (A)イベントは年1回の開催。(令和10年3月開催予定) (B)名古屋市内 公共・民間貸しスペース利用 (C)常時担当従事者は1名、イベント期間中は3名。 | <ul style="list-style-type: none"> (D)受益者＝アパレル商品製作及びデザインを請負う障害者。 (E)参加人員数＝約20名 | 300 |

| | | | | |
|-----------------------------------|--|---|--|--------------|
| <p>⑤ 障害者と企業の協業による障害者への経済支援事業</p> | <p>・障害者アートを企業のCI計画に活用する事業 ・運送車両における障害者アートのラッピング事業 ・採用障害者は著作権使用料の受益事業</p> | <p>(A)令和9年度 4月～(令和8年度中に各企業・障害者アーティストと協議のうえ、実施計画作成) (B)全国対象 (C)2名。</p> | <p>(D)受益対象者＝作家障害者アーティスト (E)参加人員数＝約100名(展開車両数規模により増数の可能性有)</p> | <p>2,500</p> |
| <p>⑥ 障害者自立生活のための保環境整備事業</p> | <p>・障害者が安心して自立生活できるスマートハウス事業 ・DX化を基盤にした先進技術を施した住環境計画 ・TESLA社(※国)が展開するスマートハウスを参照 ・防災拠点としても活用</p> | <p>(A)令和9年度は事業計画の構想・外部との折衝期間 (B)名古屋市近郊 (C)1名。</p> | <p>(D)受益者＝モニター参加の障害者 (E)参加人員数＝3～5名</p> | <p>0</p> |
| <p>⑦文化連携を軸とした海外の障害者支援団体との連携事業</p> | <p>・国内での事業構想に捉われず、海外の事業展開の情報収集も行う、有益な新規事業を日本国内向けに転換して計画及び実施する。 ・海外の障害者支援団体と連携し、国内外で文化的プログラムやシンポジウムなどを計画及び実施する。</p> | <p>(A)令和9年度は事業計画の構想・外部との折衝期間 (B)名古屋市近郊 (C)常時担当従事者は1名。</p> | <p>(D)受益者＝モニター参加の障害者 (E)参加人員数＝5名</p> | <p>0</p> |

特定非営利活動法人文化イノベーション機構
活動予算書 (令和8年度/設立日～令和9年3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目 | 金 額 | | |
|---------------------------------------|------------|------------|------------|
| I 経常収益 | | | |
| 1. 受取会費 | | | |
| 正会員受取入会金 | ¥350,000 | | |
| 学生会員受取入会金 | ¥30,000 | | |
| 賛助会員受取入会金 | ¥200,000 | | |
| 正会員受取年会費 | ¥210,000 | | |
| 学生会員受取年会費 | ¥15,000 | | |
| 賛助会員受取年会費 | ¥100,000 | ¥905,000 | |
| 2. 受取寄付金 | | | |
| 受取寄付金 | ¥0 | ¥0 | |
| 3. 受取助成金 | | | |
| 受取助成金 | ¥0 | ¥0 | |
| 4. 事業収益 | | | |
| 3D技術による地域の文化財や史料保存整備事業収益 | ¥1,500,000 | | |
| 文化財や史料保存整備事業のデータ解析(CAD解析、3Dモデル制作)事業収益 | ¥500,000 | | |
| 障害者と職業画家の展覧会やシンポジウム等のコラボレーション事業収益 | ¥0 | | |
| 障害者アートを取り入れた商品企画事業収益 | ¥0 | | |
| 障害者と企業の協業による障害者への経済支援事業収益 | ¥0 | | |
| 障害者自立生活のための生活支援整備事業収益 | ¥0 | | |
| 文化連携を軸とした海外の障害者支援団体との連携事業収益 | ¥0 | ¥2,000,000 | |
| 5. その他収益 | | | |
| 受取利息 | ¥0 | | |
| 雑収益 | ¥0 | ¥0 | |
| 経常収益計 | | | ¥2,905,000 |
| II 経常費用 | | | |
| 1. 事業費 | | | |
| (1) 人件費 | | | |
| 給料手当 | ¥1,120,000 | | |
| 法定福利費 | ¥170,000 | | |
| 人件費計 | ¥1,290,000 | | |
| (2) その他経費 | | | |
| 諸謝金 | ¥0 | | |
| 印刷製本費 | ¥70,000 | | |
| 会議費 | ¥70,000 | | |
| 旅費交通費 | ¥140,000 | | |
| 通信運搬費 | ¥30,000 | | |
| 賃賃料 (Matterplot使用料) | ¥400,000 | | |
| その他諸経費計 | ¥710,000 | | |
| 事業費計 | | ¥2,000,000 | |
| 2. 管理費 | | | |
| (1) 人件費 | | | |
| 役員報酬 | ¥0 | | |
| 給料手当 | ¥540,000 | | |
| 法定福利費 | ¥55,000 | | |
| 人件費計 | ¥595,000 | | |
| (2) その他経費 | | | |
| 諸謝金 | ¥0 | | |
| 印刷製本費 | ¥50,000 | | |
| 会議費 | ¥50,000 | | |
| 旅費交通費 | ¥40,000 | | |
| 通信運搬費 | ¥20,000 | | |
| 消耗品費 | ¥20,000 | | |
| 水道光熱費 | ¥20,000 | | |
| 賃賃料 | ¥50,000 | | |
| 保険料 | ¥40,000 | | |
| 租税公課 | ¥0 | | |
| 雑費 | ¥20,000 | | |
| その他諸経費計 | ¥310,000 | | |
| 管理費計 | | ¥905,000 | |
| 経常費用計 | | | ¥2,905,000 |
| 当期正味財産増減額 | | | ¥0 |
| 設立時正味財産額 | | | ¥0 |
| 次期繰越正味財産額 | | | ¥0 |

特定非営利活動法人文化イノベーション機構
活動予算書 (令和9年度/令和9年4月1日～令和10年3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目 | 会 型 | | |
|---------------------------------------|------------|------------|-------------|
| I 経常収益 | | | |
| 1. 受取会費 | | | |
| 正会員受取入会金 | ¥350,000 | | |
| 学生会員受取入会金 | ¥30,000 | | |
| 賛助会員受取入会金 | ¥200,000 | | |
| 正会員受取年会費 | ¥420,000 | | |
| 学生会員受取年会費 | ¥30,000 | | |
| 賛助会員受取年会費 | ¥200,000 | ¥1,230,000 | |
| 2. 受取寄付金 | | | |
| 受取寄付金 | ¥0 | ¥0 | |
| 3. 受取助成金 | | | |
| 受取助成金 | ¥500,000 | ¥500,000 | |
| 4. 事業収益 | | | |
| 3D技術による地域の文化財や史跡保存整備事業収益 | ¥4,000,000 | | |
| 文化財や史跡保存整備事業のデータ解析(CAD解析、3Dモデル制作)事業収益 | ¥500,000 | | |
| 研究者と職業画家の展覧会やシンポジウム等のコラボレーション事業収益 | ¥1,000,000 | | |
| 例習者アートを取り入れた両立企画事業収益 | ¥300,000 | | |
| 障害者と企業の間による障害者への経済支援事業収益 | ¥2,500,000 | | |
| 障害者自立生活のための住環境整備事業収益 | ¥0 | | |
| 文化連携を軸とした海外の障害者支援団体との連携事業収益 | ¥0 | ¥8,400,000 | |
| 5. その他収益 | | | |
| 受取利息 | ¥0 | | |
| 雑収益 | ¥0 | ¥0 | |
| 経常収益計 | | | ¥10,130,000 |
| II 経常費用 | | | |
| 1. 事業費 | | | |
| (1) 人件費 | | | |
| 給料手当 | ¥6,000,000 | | |
| 法定福利費 | ¥840,000 | | |
| 人件費計 | ¥6,840,000 | | |
| (2) その他経費 | | | |
| 諸謝金 | ¥0 | | |
| 印刷製本費 | ¥100,000 | | |
| 会議費 | ¥140,000 | | |
| 旅費交通費 | ¥250,000 | | |
| 通信運送費 | ¥70,000 | | |
| 賃借料 (Matterplot使用料) | ¥1,000,000 | | |
| その他経費計 | ¥1,560,000 | | |
| 事業費計 | | ¥8,400,000 | |
| 2. 管理費 | | | |
| (1) 人件費 | | | |
| 役員報酬 | ¥0 | | |
| 給料手当 | ¥800,000 | | |
| 法定福利費 | ¥120,000 | | |
| 人件費計 | ¥920,000 | | |
| (2) その他経費 | | | |
| 諸謝金 | ¥0 | | |
| 印刷製本費 | ¥100,000 | | |
| 会議費 | ¥100,000 | | |
| 旅費交通費 | ¥80,000 | | |
| 通信運送費 | ¥60,000 | | |
| 消耗品費 | ¥50,000 | | |
| 水道光熱費 | ¥20,000 | | |
| 賃借料 | ¥250,000 | | |
| 保険料 | ¥40,000 | | |
| 租税公課 | ¥0 | | |
| 雑費 | ¥100,000 | | |
| その他経費計 | ¥800,000 | | |
| 管理費計 | | ¥1,720,000 | |
| 経常費用計 | | | ¥10,120,000 |
| 当期正味財産増減額 | | | ¥10,000 |
| 前期繰越正味財産額 | | | ¥0 |
| 次期繰越正味財産額 | | | ¥10,000 |